

## 規制の事前評価書

政策の名称	目論見書制度の見直し	
担当部局	金融庁総務企画局企業開示課	電話番号： 03-3506-6000（内線3669） e-mail： RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成21年11月6日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 投資信託受益証券の目論見書は、交付目論見書の記載内容を投資者の投資判断に極めて重要な事項のみとし、分かりやすく、読みやすいものとするとともに、請求目論見書の記載内容を有価証券届出書と同様とし、記載内容の充実を図る。 また、目論見書の電子交付については電子交付の利便性・利用促進を図るため、その要件である投資者の承諾の方法について、現行の「書面及び電磁的方法」に「電話その他の方法」を追加する。</p> <p>【目的及び必要性】 目論見書は、投資者の投資判断に必要な情報を適正に、正確に、かつ、分かりやすく提供する開示制度上の手段であり、投資者にとって読みやすく、利用しやすいものである必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2、第23条の3</li> <li>・ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第15条、第15条の2、第16条、第16条の2、第32条の2、第32条の3</li> <li>・ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第18条の2、第18条の3</li> </ul>
想定される代替案	目論見書の電子交付について、投資者の承諾を要件としないこととする。その他については、本案と同様とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>投資信託受益証券に係る交付目論見書の記載内容を投資者の投資判断に極めて重要な事項のみとする等の簡素化を図ることから、当該交付目論見書の分量が大幅に減少し、当該交付目論見書の作成に係る費用が大幅に減少する。 また、目論見書の電子交付についても、「電話その他の方法」による承諾を追加することにより、電子交付が促進され、目論見書の書面交付による紙面代等の費用が減少する。</p>	<p>本案と同様に、投資信託受益証券に係る交付目論見書の記載内容を投資者の投資判断に極めて重要な事項のみとする等の簡素化を図ることから、当該交付目論見書の分量が大幅に減少し、当該交付目論見書の作成に係る費用が大幅に減少する。 また、目論見書の電子交付については、投資者の承諾を要件としないことから電子交付が促進され、目論見書の書面交付による紙面代等の費用が大幅に減少する。</p>
(行政費用)	特段の行政費用は発生しない。	本案と同様に、特段の行政費用は発生しない。
(その他の社会的費用)	特段の社会的費用は発生しない。	<p>代替案では、目論見書の電子交付について、販売会社等は定められた方法により電子交付を行えば目論見書の交付義務を果たしたことになる。しかし、電子交付を受けることについて投資者の承諾を要件としないことから、販売会社等は投資者の意思を確認せずに電子交付するため、投資者が目論見書の交付が電子交付により行われていることを認識せず、例えば、目論見書がホームページに掲載されていることに気づかない、又はメールで送付された目論見書を目論見書であると気づかず誤って削除してしまう等のおそれがある。この結果、投資者は目論見書の情報を入手しないまま投資判断を行うことにより投資者保護が損なわれるおそれがあると考えられる。</p>
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>投資信託受益証券に係る目論見書について、交付目論見書の記載内容を投資者の投資判断に極めて重要な情報が投資者に理解できるよう、簡潔に記載されたものとするともに請求目論見書の記載内容を有価証券届出書と同様とし、開示内容の充実が図られることから投資信託受益証券に係る目論見書は今まで以上に投資者にとって分かりやすく、読みやすいものになると考えられる。 また、目論見書の電子交付についても、投資者の承諾の方法として電話その他の方法による承諾を追加することにより、投資者の意思を確実に確認することを確保しつつ、より機動的に、かつ顧客の利便性を高め、併せて、販売会社に紙面代等の負担の軽減を通じて投資者の利益拡大が図られると考えられる。</p>	本案と同様の便益が生じると考えられる。

<p>政策評価の結果 (費用と便益の分析等)</p>	<p>(費用と便益の関係の分析)          本案については、投資信託受益証券に係る交付目論見書の記載内容を投資者の投資判断に極めて重要な情報が投資者に理解できるよう、簡潔に記載されたものとするともに請求目論見書の記載内容を有価証券届出書と同様とし開示内容の充実を図ることにより、投資信託受益証券に係る目論見書が投資者にとって分かりやすく、読みやすいものとなる。また、交付目論見書の記載内容が簡素化され分量が少なくなることから、紙面代等の費用が大幅に減少される。          目論見書の電子交付についても、投資者の承諾の方法として電話その他の方法による承諾を追加することにより、投資者の意思を確実に確認することを確保しつつ、より機動的に、かつ顧客の利便性を高め、併せて、販売会社の紙面代等の負担の軽減を通じて投資者の利益拡大が図られると考えられる。</p> <p>(代替案との比較)          本案、代替案ともに、投資信託受益証券に係る交付目論見書については、投資判断に極めて重要な情報のみを記載することにより簡素化されることから、今まで以上に投資者にとって分かりやすく、読みやすいものになるとともに、紙面代等の費用が大幅に減少する。目論見書の電子交付については、代替案は投資者の承諾を要件としないことから、本案と比べ電子交付が促進される結果、紙面代等の遵守費用が減少すると考えられる。しかしながら、代替案は、投資者が目論見書の情報を入手しないまま、投資判断を行うおそれがあり投資者保護が損なわれるといった大きな社会的費用が発生するおそれがある。これらを総合的に勘案すると、本案による改正が適当である。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>金融審議会金融分科会第一部会報告「信頼と活力ある市場の構築に向けて」(20年12月17日公表)において、「目論見書制度」については、「投資者にとって身近な投資商品である投資信託証券に係る目論見書について、投資者にとって分かりやすく、利用しやすいものとする観点から、投資判断に極めて重要な情報を記載する『交付目論見書』と詳細な情報を記載する『請求目論見書』に分割し、投資者のニーズに合わせた情報提供のための制度整備等が行われてきた。しかしながら、この制度が利用されない場合が散見され、相変わらず、大部で読みづらい目論見書が投資者に交付されているとの指摘がある。このため、『交付目論見書』について、投資判断に重要な情報が投資者に理解できるよう、分かりやすく簡潔に記載されたものとするにより、投資者が利用しやすいものとするのが適当である。また、『請求目論見書』については、投資者への電子交付手続の簡素化等を図り、その利用を促進することにより、発行者、販売会社のコスト軽減、ひいては投資者の利益拡大を図ることが適当である。なお、この実現のため、制度整備に加え、運用会社、販売会社等、関係者の一層の努力が期待される」とされている。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p>備考</p>	